

鳥取県告示第734号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月16日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254-1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会八東支所	八頭郡八頭町東593-1	居宅介護、重度訪問介護	平成23年3月31日